**上場株式等に係る所得の課税方式を選択される方へ**

　上場株式等に係る所得について、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択される方へ、申出書の書き方や注意事項等について下記のとおりご案内いたします。

**１　課税方式を選択する際の留意点**

●この資料でいう上場株式等に係る所得とは、上場株式等の配当等に係る所得及び源泉徴収「有」を選択した特定口座内で受け入れた上場株式等の譲渡所得を指します。その他の所得は、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択できません。

●上場株式等の配当所得等は、総合課税、申告分離課税、申告不要（源泉分離課税のまま）を選択できますが、譲渡所得は総合課税を選択できません。

●上場株式等に係る所得を、市民税・県民税の申告において、総合課税又は申告分離課税で申告する場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除、配当控除等の税額控除（総合課税を選択した場合のみ）を適用できますが、申告不要とした所得に付随する税額控除は適用できません。

●同一源泉徴収口座内で上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当等に係る所得がある場合は、配当等に係る所得のみを申告不要とすることはできません。

上場株式等に係る所得を市民税・県民税で申告する場合、その所得が所得金額に算入されるため、**配偶者控除、扶養控除、市民税・県民税の非課税判定に影響する**ほか、**国民健康保険税や社会保険の制度等に影響を及ぼす**場合がありますので、申告する際は**ご自身で総合的にご判断いただいたうえで**ご申告いただくようお願いいたします。

**２　申告期限**

●３月１５日（※ただし、市民税・県民税の納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効）

（注１）納税通知書には、給与所得者に係る特別徴収の決定・変更通知書が含まれます。徴収区分によって、納税通知書の送付時期が異なりますので、ご不明な場合は税務課個人市民税担当までお問い合せください。

（注２）納税通知書送達後は受付できません。また、選択した課税方式の変更もできません。

**３　申告方法**

●上場株式等に係る所得の全てを申告不要とする場合

確定申告書第二表の「〇住民税・事業税に関する事項」欄の「特定配当等・特定株式譲渡所得の全部の申告不要」に「〇」を記入して、確定申告を行ってください。

（記入例）

〇住民税・事業税に関する事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **住民税** | 非上場株式の少額配当等 | 非居住者の特例 | 配当割額控除額 | 株式等譲渡所得割額控除額 | 特定配当等・特定株式譲渡所得の全部の申告不要 | 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 |  |
| 特別徴収 | 自分で納付 |  |
|  |  |  |  | 〇 |  |  |

※確定申告時に上記記載を忘れてしまった場合でも、納税通知書送達前までに「上場株式等の所得に関する住民税申告不要申出書」の提出をしていただくと、申告不要を選択することができます。

●上場株式等に係る所得の一部を申告不要とする場合や、総合課税から分離課税へ変更といった課税方式を変更する等の申出をする場合

下記の①～②の書類をご提出ください。

①　上場株式等の所得に関する住民税申告不要申出書

②　確定申告書の写し又は年間取引報告書や配当等の支払通知書の写し等

**４ 上場株式等の所得に関する住民税申告不要申出書の記載方法**

●申出書には、所得税と異なる扱いをする部分のみ記入していただきます。

●どのような申告であっても、**納税義務者欄**は必ずご記入ください。

記載例１：上場株式等に係る所得の全てを申告不要とする場合

　　例：上場株式等に係る配当所得等が５０万円（所得税は総合課税で申告）と上場株式等の譲渡所得等が３０万円あり、住民税ではどちらも申告不要とする。

　　**〇確定申告した上場株式等の所得の欄**に所得税で申告した内容を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収分（配当割額、株式等譲渡所得割額） |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | **500,000**円 | **25,000**円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | **300,000**円 | **15,000**円 |

　　**〇住民税での取扱いの欄**の「１　上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告しません。」に○を付ける。

記載例２：上場株式等に係る所得の全てを申告不要とし、非上場株式の配当所得のみ申告する場合

例：上場株式等に係る配当所得等が２０万円、非上場株式の配当所得が３０万円あり、所得税はどちらも総合課税で申告。住民税では前者を申告不要、後者は総合課税とする。

　※非上場株式の配当所得は総合課税で申告する義務があるため（少額配当は除く）、申告不要は選択できません。

　　**〇確定申告した上場株式等の所得の欄**に、所得税で申告した内容を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収分（配当割額、株式等譲渡所得割額） |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | **200,000**円 | **10,000**円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

**〇住民税での取扱いの欄**の「１　上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告しません。」に○を付ける。

非上場株式の配当所得３０万円については、申告不要を選択することができないため、所得税と同じく、総合課税で課税されます。

記載例３：上場株式等に係る所得の課税方式を変更する場合(総合→分離)

例：上場株式等に係る配当所得等が５０万円あり、所得税は総合課税で申告、住民税では分離課税とする。

　　**〇確定申告した上場株式等の所得の欄**に、所得税で申告した内容を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収分（配当割額、株式等譲渡所得割額） |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | **500,000**円 | **25,000**円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

**〇住民税での取扱いの欄**の「２　上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。」に○を付け、下記のように記入する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収分（配当割額、株式等譲渡所得割額） |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | **500,000**円 | **25,000**円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

記載例４：上場株式等に係る所得のうち一部を申告不要とする場合

例：上場株式等に係る配当所得等が５０万円あり、所得税では全て総合課税で申告、うち３０万円分を住民税では申告不要とする。

　　**〇確定申告した上場株式等の所得の欄**に、所得税で申告した内容を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収分（配当割額、株式等譲渡所得割額） |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | **500,000**円 | **25,000**円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上入場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

**〇住民税での取扱いの欄**の「２　上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。」に○を付け、下記のように記入する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収分（配当割額、株式等譲渡所得割額） |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | **200,000**円 | **10,000**円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

〇●〇お問い合わせ先〇●〇

北名古屋市役所　財務部　税務課

個人市民税担当

電話0568-22-1111　内線2248，2245